

CDS清算業務に関する業務方法書第58条の5第3項第1号の規定に基づき
承継される清算約定（委託分）及び清算委託取引の権利義務の条件を定める件

2025年10月6日
株式会社日本証券クリアリング機構

当社は、CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い第38条の5の規定に基づき、承継される清算約定（委託分）及び清算委託取引の権利義務の条件を別紙のとおり定める。

以上

別紙

1. 定義

本別紙において使用する用語は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「当社」という。）が制定したCDS清算業務に関する業務方法書に規定する本業務方法書等において使用される用語の例による。

2. 承継される清算約定（委託分）及び清算委託取引の権利義務の条件

承継される清算約定（委託分）及び清算委託取引の権利義務の条件は、次の表に定める事項を除き、承継元清算参加者及び当社の間の承継申込清算約定並びに清算委託者及び承継元清算参加者の間の清算委託取引に係る権利義務と同一とする。

固定金利支払人	承継される清算約定（委託分）にあっては、承継元清算参加者及び当社の間の承継申込清算約定に係る権利義務における固定金利支払人（当該固定金利支払人が承継元清算参加者である場合には、承継清算参加者）とする。 承継される清算委託取引にあっては、清算委託者及び承継元清算参加者の間の清算委託取引に係る権利義務における固定金利支払人（当該固定金利支払人が承継元清算参加者である場合には、承継清算参加者）とする。
変動金利支払人	承継される清算約定（委託分）にあっては、承継元清算参加者及び当社の間の承継申込清算約定に係る権利義務における変動金利支払人（当該変動金利支払人が承継元清算参加者である場合には、承継清算参加者）とする。 承継される清算委託取引にあっては、清算委託者及び承継元清算参加者の間の清算委託取引に係る権利義務における変動金利支払人（当該変動金利支払人が承継元清算参加者である場合には、承継清算参加者）とする。

以上